



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合  
発責 情報・宣伝部  
2022年9月30日 No.521

## 「現業機関における新たな役割について」第二次申し入れ交渉を開催！

私たち東日本ユニオンは、9月29日に『現業機関における新たな役割について』に関する第二次申し入れの団体交渉を開催しました。

これまで経営側と解明交渉をしてきた中において「イノベティブスタッフ」の役割は理解しつつも、職制に基づいた役割に重点を置くことが重要であることから、2項目の要求を掲げて団体交渉を行いました。

### 東日本ユニオン・申第4号『現業機関における新たな役割について』に関する第二次申し入れ 【要求項目】

1. 「イノベティブスタッフ」の役割は主務職とすること。
2. 「イノベティブスタッフ」は担務や業務ではなく役割であることから、主務職の職務内容であり、二次発令は行わないこと。

### 東日本ユニオンの主張

- ・「イノベティブスタッフ」の役割は主務職の職務内容である。主務職には基準内賃金の「教育手当」も支給されている。
- ・全社員で価値創造・課題解決を行う中で、それを取りまとめるイノベティブスタッフの役割は重要であるが、単なる役割ではなく、業務として管理者や管理者を補佐する主務職のうちに「管理者に必要なマネジメント」を学ぶことが重要だ。
- ・主任職等に役割として「職務手当」を支給することは、職務手当の支給条件である「専らその職に従事する者に限る」とした「専ら」を毎月管理することは困難である。主務職の教育手当は「会社が指示する役割を遂行する者に対し支給する」としていることから、主務職に限定することに整合性がある。
- ・イノベティブスタッフの指定において「職務手当」「教育手当」の増額費用をどの程度見込んでいるのかを明らかにするべきである。

### 会社の回答

- ・新たな役割を踏まえて主務職を基本とするが、箇所の実態、社員の期待や可能性を踏まえ主任職等へも指定することになる。
- ・変革2027の実現に向けた「新たな仕事と組織」において、現業機関と企画部門の融合に向け、現業機関における管理者の役割は重要である。「イノベティブスタッフ」の指定において指揮命令系統に変更はない。
- ・職務手当の支給条件は「専ら」が基準であるが、役割と業務の線引きはできない。イノベティブスタッフに指定し「発令をしている」ことが支給条件となる。
- ・すでに「職務手当」「教育手当」の支給を受けている社員もいる。発令の時期にもよることから、増額費用を明確に答えることはできない。

**組織と仕事に変化する中、鉄道の安全と社員の労働環境を職場から点検していこう！**